

鯉川ポンプ場操作要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 海岸管理者 香川県知事が高松港港湾海岸高潮対策事業により設置した鯉川ポンプ場(以下「ポンプ場」という。)の操作については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 ポンプ場の操作は、鯉川の円滑な排水を行い、洪水等による災害の発生を軽減することを目的とする。

第2章 ポンプ場の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 ポンプ場の操作は、次の方法によるものとする。

- (1) ポンプの稼働については、遊水池の水位が2.10mになった時に先発のポンプが稼働し、その後、水位が2.30mまで上昇した時には後発のポンプが稼働するように設定されている。また、水位が1.30mまで低下した時は後発のポンプが停止し、さらに水位が1.00mまで低下した時には先発のポンプが停止する。
- (2) ポンプ場の操作にあたっては、ポンプ場附近の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 平水時の操作は、第3条(1)と同様とする。

(操作の方法の特例)

第5条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前二条に規定する方法以外の方法によりポンプ場を操作できるものとする。

(操作等の通知)

第6条 ポンプ場を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生じると認められる時は、あらかじめ関係機関に通知及び警告するものとする。

(操作の記録)

第7条 ポンプ場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始、終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象
- (3) 操作したポンプの名称及び運転時間
- (4) 操作の際に行った通知の状況
- (5) 第5条に該当するときは、操作の理由

別添 2

(6) その他参考になるべき事項

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 高松地方気象台から、大雨洪水等の注意報、警報が発令された場合において、その降雨の状況により洪水が発生するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水等の被害が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、ポンプ場を適切に管理することができる要員を確保する。
- (2) ポンプ場及びポンプ場を操作するために必要な機械、器具などの点検及び整備を行うこと。
- (3) ポンプ場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他ポンプ場の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

第 4 章 雑 則

(観測)

第 11 条 水位その他ポンプ場を操作するために必要な事項を観測するものとする。

(記録の保存及び報告)

第 12 条 操作及び観測に関する記録は整理し、これを保存するとともに高松港管理事務所長に報告するものとする。